

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会医療互助規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則（以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、同第2条第4号に規定する医療互助事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加入申込み)

第2条 規則第11条に規定する加入申込みをする者は、医療互助会員加入申込書兼加入辞退申出書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(基準掛金額の納入)

第3条 前条の規定により、加入申込みをした者は、理事長が指定する期日までに規則第12条に規定する基準掛金額を理事長の指定する金融機関口座に納入するものとする。ただし、基準掛金額から第5条に規定する退会返還金を相殺した額とすることができるものとする。また、退会返還金の総額が基準掛金額を超過する場合、超過分を返還するものとする。

(会員証)

第4条 理事長は、前条により基準掛金額が納入されたときは速やかに医療互助会員証（第2号様式）を作成し、当該加入申込者に交付しなければならない。

2 医療互助会員（以下「会員」という。）が会員資格を喪失したときは、医療互助会員証を返還するものとする。

(退会返還金)

第5条 現職会員が、規則第9条の規定（退会届を省略する場合を含む。）により現職会員の資格を喪失したときは、その者に退会返還金を返還する。ただし、同条第1号によるときは、その遺族（規則第23条及び第24条に規定する遺族がない場合は相続人）に返還する。

2 前項の退会返還金の額は、現職会員として引き続いた期間において、振興会に納入した規則第29条第1項第2号に規定する継続会費の総額に相当する額とする。ただし、現職会員に住宅建設資金貸付事業の未償還元利金がある場合は、これに充当した後の額とすることができる。

3 退会返還金の返還を受けようとする者は、継続会費返還請求書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

4 前項に規定する退会返還金の返還は理事長が毎月月末に取りまとめのうえ、その翌月末までに請求者が指定した金融機関の預金口座への振込みにより行うものとし、併せて継続会費支払報告書兼給付金支払計算書（第11号様式）を発行するものとする。

(給付の種類)

第6条 医療互助事業の給付の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養補助金
- (2) 退会一時金
- (3) 長寿祝金
- (4) 入院見舞金
- (5) 健康祝金
- (6) 人間ドック補助金

(療養補助金)

第7条 会員が疾病又は負傷によって健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関、保険薬局または他の健康保険各法に規定する療養取扱機関（以下「保険医療機関等」という。）で、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付を受けたときは、加入日から70歳の誕生日の属する年度の末日（誕生日が4月1日の場合は、前年度の末日。以下「70歳年度末」という。）までの間、会員に療養補助金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する会員が70歳年度末以降も療養補助金の延長を希望し、別に定める特別追加金を納入した場合には、75歳の誕生日の属する年度の末日（誕生日が4月1日の場合は、前年度の末日。）までの間、療養補助金を支給することができるものとする。

3 前2項に規定する療養補助金の額は、会員が加入する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又はその他の医療保険各法に規定する一部負担金の額（以下「一部負担金」という。）の、第1項に規定する保険医療機関等（同一医療機関でも医科と歯科、入院と外来は区分する。）毎に1箇月分を合計した額から2,000円を控除した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

ただし、一医療機関の一部負担金及びそれに対応する薬局の一部負担金にかかる療養補助金の額については、それらの1箇月分を合算した額から2,000円を控除した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 前項の規定にかかわらず、他の法令の規定により国又は地方公共団体及びこれに類する団体の負担において療養の給付又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養補助金の支給は行わない。

5 第3項に規定する療養補助金の1箇月の合計額は、一部負担金の割合が10分の3である場合は、80,100円の範囲内とし、それ以外の場合は57,600円の範囲内とする。ただし、受診（調剤、入院）日の属する年度ごとに250,000円を上限とする。

6 前項の規定にかかわらず、第2項の適用を受ける者の療養補助金については、受診（調剤、入院）日の属する年度ごとに150,000円を上限とする。

7 療養補助金の支給を受ける権利を有する会員が、第三者から当該支給と同一の理由による療養の給付又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養補助金の支給は行わない。

8 療養補助金の支給を受けようとする者は、医療互助療養補助金請求書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

（退会一時金）

第8条 医療互助会員が退会したとき又は死亡したときは、その者又はその遺族に退会一時金を支給する。

2 前項の退会一時金の額は、別表に掲げる退会又は死亡した日の属する年度の末日の年齢に応じ、同表に掲げる額とする。

3 退会一時金の給付を受けようとする者は、医療互助退会一時金請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

（長寿祝金）

第9条 会員が、77歳、88歳及び99歳の誕生日を迎えたときは、会員にそれぞれ長寿祝金を支給する。

2 前項の長寿祝金の額は、次表上段の年齢に応じ、下段に掲げる額とする。

年齢	77歳（喜寿）	88歳（米寿）	99歳（白寿）
金額	50,000 円	70,000 円	100,000 円

3 長寿祝金の給付を受けようとする者は、医療互助長寿祝金請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

（入院見舞金）

第10条 第7条の規定による療養補助金の給付対象期間が終了した医療互助会員が、疾病又は負傷のため継続して31日以上入院したときは、入院見舞金を支給する。

2 前項の入院見舞金の額は、10,000円とし、その支給は1年度1回とする。

ただし、年度を跨ぐことにより前項の要件を満たす入院の場合には、入院期間の終了する日の属する年度に限り支給するものとする。

3 入院見舞金の給付を受けようとする者は、医療互助入院見舞金請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

（健康祝金）

第11条 療養補助金を請求できる期間内に全く請求がなかったときは、医療互助会員に健康祝金を支給する。

2 前項の健康祝金の額は、前項の請求できる期間が、第76条第1項に規定する場合は70,000円とし、同条第2項に規定する場合は、100,000円とする。

3 健康祝金の給付を受けようとする者は、医療互助健康祝金請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(人間ドック補助金)

第12条 医療互助会員で第4項に規定する人間ドック補助予定者（以下「補助予定者」という。）となった者が人間ドックを受診したときは、10,000円を限度にその実費相当額を支給する。

- 2 人間ドックの補助を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、人間ドック補助申込書（第6号様式）に所定の事項を記入の上、理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、原則として毎年度期限を区切って申込者を募集するものとする。ただし、申込者が予定人数に満たなかった場合は、随時募集ができるものとする。
- 4 理事長は、人間ドック補助申込書を審査のうえ補助予定者を決定し、補助予定者に人間ドック補助対象結果通知書（第7号様式）を送付するものとする。ただし、申込者が多数のときは、抽選により決定する。
- 5 補助予定者は、当該年度内に人間ドックを受診し、当該年度末までに人間ドック補助請求書（第8号様式）に領収書を添付して理事長に提出するものとする。

(給付の時期及び方法)

第13条 第6条第1号及び第6号に規定する給付金の給付は、理事長が奇数月月末に取りまとめのうえ、翌奇数月末までに請求者が指定した金融機関の預金口座への振込みにより行うものとし、併せて給付金振込通知書（第9号様式）を発行するものとする。

- 2 第6条第2号から第5号に規定する給付金の給付は、理事長が毎月月末に取りまとめのうえ、その翌月末までに請求者が指定した金融機関の預金口座への振込みにより行うものとし、併せて給付金振込通知書（第9号様式）を発行するものとする。

(諸変更の届出)

第14条 医療互助会員が住所、氏名、加入している健康保険又は金融機関の変更をしたときは、医療互助変更届（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

(医療互助事業財政の再計算)

第15条 医療互助事業の健全性を維持するため、3年ごとに又は理事会、評議員会の要請により医療互助事業財政計画を再検討し、必要に応じて基準掛金の額、療養補助金の額等の修正を行うものとする。

(責任準備金)

第16条 理事長は、毎事業年度の末日現在で、第5条に規定する退会返還金の返還及び第6条に規定する給付金の給付に要する要支給額を責任準備金として計上し留保する。

(制度廃止に伴う残余資産の処理)

第 17 条 医療互助事業を廃止するときは、残余資産の処理について理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(委任)

第 18 条 第 1 号から第 11 号までの各様式及びその他この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人神奈川県教育福祉振興会医療互助規程は廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程の規定により行っている手続き等は、この規程による手続き等とみなす。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条、第 6 条、第 9 条、第 11 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降の医療互助会員加入者から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 6 条、第 7 条、第 11 条、第 12 条の規定は、平成 31 年 4 月 2 日以降の医療互助会員加入者から適用する。
- 2 平成 31 年 3 月末までの退職者で医療互助会員加入者の扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
ただし、改正後の第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 27 年 3 月 31 日以前に加入した会員で、令和 3 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日が到来する者から適用する。
- 2 改正後の第 6 条第 3 項及び第 5 項ただし書き並びに第 6 項の規定は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで間に受診（調剤、入院）日の属する一部負担金から適用するものとし、以降、受診（調剤、入院）日の属する

年度ごととする。

ただし、令和3年9月30日以前に受診（調剤、入院）日が属する一部負担金については、改正後の第6条第5項ただし書き及び第6項の規定は、適用しない。

- 3 平成27年3月31日以前に加入した会員で、令和3年4月1日以降、第6条第1項及び第2項の適用を希望する者の長寿祝金は、第9条によるものとする。
- 4 平成27年3月31日以前に加入した会員で、令和3年4月1日以降、第6条第2項の適用を希望する者の健康祝金は、第11条によるものとする。
- 5 平成27年3月31日以前に加入した会員で、令和3年4月1日までに70歳の誕生日が到来した者から令和3年4月1日以降に提出のあった医療互助療養補助金請求書及び医療互助長寿祝金請求書並びに医療互助健康祝金請求書の扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第5項の規定は、令和4年3月31日以前に受診（調剤、入院）した療養補助金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第8条関係）

退会一時金の額

年齢	金額（円）	年齢	金額（円）	年齢	金額（円）
45歳	500,000	54歳	340,000	63歳	160,000
46	500,000	55	320,000	64	140,000
47	480,000	56	300,000	65	120,000
48	460,000	57	280,000	66	100,000
49	440,000	58	260,000	67	80,000
50	420,000	59	240,000	68	60,000
51	400,000	60	220,000	69	40,000
52	380,000	61	200,000	70	20,000
53	360,000	62	180,000	71以上	10,000